

令和８年度 第１回宮津市子ども・子育て会議 次第

日時：令和８年９月２４日（木）午後１時３０分～

場所：福祉・教育総合プラザ 第４コミュニティルーム

- １ 開 会
- ２ 挨 拶
- ３ 宮津市子ども・子育て会議委員等の紹介
- ４ 報告事項【資料１】
- ５ 第３期宮津市子ども・子育て支援事業計画における令和７年度施策の実績について
 - １）教育・保育事業等の量の見込み等に係る実績【資料２】
 - ２）主要事業と個別施策の実施状況【資料３】【資料４】
- ６ 令和８年度子ども・子育て支援に係る主要事業について【資料５】
- ７ 放課後探究スクール「Q-port」について【資料６】
- ８ こども性暴力防止法の施行について【資料７】
- ９ 意見交換
- １０ 閉会

宮津市子ども・子育て会議 配席表（令和8年9月24日）

敬称略

子ども未来課 子ども福祉係 畑中 由起	【オンライン】 京都府立大学 社会科学部 福祉社会学科 教授 服部 敬子			
宮津暁星幼稚園 園長 井隼 直子	○		○	宮津市社会福祉協議会 会長 小田 和夫
宮津市子育て支援センター センター長 山口 妙子	○		○	宮津市民生児童委員協議会 代表主任児童委員 濱野 純子
たんぽぽ保育園 園長 仲西 典代	○		○	宮津市 PTA 協議会 会長 富田 剛志
宮津市校園長会 会長 岡田 隆幸	○		○	府中子ども園保護者会 会長 城崎 有生
吉津子育てサロン「ちえのわ」 代表 小谷 美和子	○			
○	○	○	○	○
健康福祉部 子ども未来課長 中村 理恵子	健康福祉部 部長 辻村 範一	教育委員会 教育次長 松島 義孝	教育委員会 主幹 永濱 智恵美	教育委員会 学校教育課長 河合 隆太
○	○	○	○	○
子ども未来課 課長補佐 大塚 由晃	子ども未来課 子育て応援係長 廣瀬 知子	教育委員会 社会教育課長 吉岡 一洋	学校教育課 係長 山崎 貴代恵	健康福祉部 健康・介護課長 長澤 伸司

令和8年4月現在

宮津市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	区 分	氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	学識経験者	服部 敬子	京都府立大学社会科学部 福祉社会学科 教授
保育及び教育の関係者	保育・教育関係	山口 妙子	宮津市子育て支援センター センター長
	保育・教育関係	仲西 典代	たんぼぼ保育園 園長
	保育・教育関係	井隼 直子	宮津暁星幼稚園 園長
	保育・教育関係	岡田 隆幸	宮津市校園長会 会長 (宮津市立宮津中学校長)
	保育・教育関係	稲穂 涼平	児童発達支援センターすずらん 施設長
保健、医療及び福祉に関する 機関及び団体の関係者	福祉関係	濱野 純子	宮津市民生児童委員協議会 代表主任児童委員
	福祉関係	小田 和夫	社会福祉法人宮津市社会福祉協議会 会長
	医療関係	中川 嘉洋	一般社団法人与謝医師会 理事
子どもの保護者	保護者（小中学校）	富田 剛志	宮津市 PTA 協議会 会長 (宮津市立府中小学校 PTA 会長)
	保護者（幼稚園）	高久 祐輔	宮津市立宮津幼稚園会 代表
	保護者（保育園）	城崎 有生	府中子ども園保護者会 会長
その他市長が必要と認める者	地域の子育てサロン 代表	小谷 美和子	吉津子育てサロン「ちえのわ」 代表

○宮津市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月 28 日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

○子ども・子育て支援法

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育及び教育の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉に関する機関及び団体の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、子ども・子育て会議又は部会において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。